下水道受益者負担金制度の合併調整案決まる!!

下水道受益者負担金制度については、十月二日に開催された第六回岐阜広域合併協議会で提案され、十一月四日に開催された第七回協議会で原案のとおり承認されました。

下水道受益者負担金制度の合併協議については、十月二日に開催された第六回岐阜広域合併協議会において「下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担金については、現行単価とする。また、笠松町については、未整備区域にかかる受益者負担金相当額について、全ての受益者に対し賦課するものとする」という調整案が提案されました。

笠松町については、下水道が整備されていない区域の受益者負担金相当額を、既に下水道が整備されている区域と今後整備される区域の土地の所有者から受益者負担金を納めていただき、笠松町以外の市町は、合併後もそれぞれの現在の受益者負担金の単価を継続するという調整案です。（図参照）

下水道受益者負担金制度は、岐阜広域合併協議会を構成する市町のなかでは、笠松町だけが制度を設けていないため、この制度がないまま合併しようとすると、他の市町の理解が得られず、合併することができないこととなります。

また、笠松町内でも受益者負担金を徴収する場合において、既に下水道が整備されている区域のかたは負担金を納めず、今後整備される区域のかただけに負担金を求めるとなると、笠松町の中でも負担の公平性を保つことはできません。

よって、提案された調整案は、負担の公平性と一体性の確保が十分に考慮された調整案であったため、原案のとおり承認することとなりました。

なお、笠松町の下水道受益者負担金の単価については、これから整備される区域の下水道の整備にかかる費用を算出する必要があるため、現在、計算中です。受益者負担金の単価が決まりましたら、今後、説明会などでお知らせします。

岐阜広域合併協議会での協議内容については、今月の広報紙とともにお届けした「岐阜広域合併協議会だより第七号」に掲載してありますのでご覧ください。

下水道受益者負担金の求め方

原則

全体計画区域の受益者負担金相当額 683ha ÷ 全体計画区域面積 683ha

調整案

未整備区域の受益者負担金相当額 365ha ÷ 全体計画区域面積 683ha

※平成15年3月31日現在

なお、未整備区域の受益者負担金相当額については、合併時の未整備区域面積で計算されます。

第七回 笠松町議会 臨時会開会

第七回笠松町議会臨時会が十月二十七日に開かれ次の案件が原案のとおり可決されました。

▽笠松町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員の給与改定等を考慮して改正するもので、期末手当の年間支給割合を〇・二五月分引き下げ四・四月分とするもの。

▽笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

前記条例と同様な改正をするもの。

▽笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国の一般職職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、国に準じて改正するもの。

〇主な内容

・給料表の改正

平均一・〇七％引き下げ

・扶養手当の改正

配偶者に係る扶養手当月額の引き下げ